

平成 30 年度東かがわ市人事行政の運営等の状況について

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 58 条の 2 及び東かがわ市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年東かがわ市条例第 19 号）第 4 条の規定に基づき、平成 30 年度の東かがわ市の人事行政の運営等の状況の概要を公表します。

令和元年 9 月 27 日

東かがわ市長 上村 一郎

I 職員の任免及び職員数に関すること

職員の任用は、受験成績、人事評価又はその他の能力の実証に基づいて行われます（地方公務員法第 15 条）。また、この成績主義の原則に基づき、職員の採用は公開平等の競争試験あるいは選考により実施しています。職員数については、東かがわ市集中改革プランに基づき、平成 17 年から平成 22 年までの 5 年間で目標値を上回る一般職 41 人の削減（目標値；19 人 達成率；216 %）を実施しました。

その後も職員総数は逡減しており、さらなる組織体制の見直しや業務内容の簡素化の見直しを始め、適正な職員配置による行政運営の維持に努めます。

1 職員の任免

(1) 職員の任免状況

(平成 30 年度 単位：人)

区分	任用				退職		
	採用	昇任	降任	転任	定年	勸奨	自己都合、その他
一般行政職	4	10	0	7	3	0	3
保健師	0	3	0	0	0	0	0
土木	0	2	0	0	0	0	0
管理栄養士	0	2	0	0	0	0	0
図書館司書	1	0	0	1	0	0	0
保育士	2	4	0	0	0	1	2
幼稚園教諭	1	0	0	0	1	0	0
看護師	0	0	0	0	0	0	1
技能労務職	0	2	0	0	0	0	0
計	8	23	0	8	4	1	6

※技能労務職については、平成 20 年 3 月策定の「東かがわ市技能職員の給与等の見直しに向けた取組方針」において、退職不補充の方針を打ち出しており、以降の採用実績はありません。

※保育士・幼稚園教諭については、募集時には一括募集し、配属時に職種決定を行っている。

(2) 採用試験の実施状況

(平成 30 年度実施 平成 31 年 4 月 1 日採用分)

種類	区分	内容	職種等
競争試験	大学卒程度（上級）	1 次試験 筆記試験	一般行政事務（大学卒）1 次試験受験者 25 名 保健師（実務経験者枠）1 次試験受験者 1 名 土木（実務経験者枠）1 次試験受験者 3 名 建築（実務経験者枠）1 次試験受験者 1 名 情報処理（実務経験者枠）1 次試験受験者 4 名
	短大卒程度（中級）	2 次試験 適性検査 作文 面接試験	保健師（一般枠）1 次試験受験者 4 名 土木（一般枠）1 次試験受験者 2 名
	高校卒程度（初級）		保育士・幼稚園教諭（一般枠）1 次試験受験者 10 名 （実務経験者枠）1 次試験受験者 7 名
選考			一般行政事務（高校卒）1 次試験受験者 8 名 （身体障がい者対象）1 次試験受験者 2 名 短時間勤務再任用（一般行政事務）4 名

(注) 競争試験とは特定の職に就けるため不特定多数の者の競争によって選抜を行う方法をいい、選考とは特定の者が特定の職につき適格性を有するかどうかを確認する方法をいう。

(3) 採用者数

(平成 29 年度実施 平成 30 年度採用分 単位：人)

試験の種類	試験の名称	試験区分	申込者数	採用者数
競争試験	大学卒程度（上級）	一般行政事務	13	2
		保健師	4	0
		図書館司書	6	1
	短大卒程度（中級）	保育士・幼稚園教諭	18	3
	高校卒程度（初級）	一般行政事務	11	1

2 職員数

(1) 所属別職員数の状況と主な増減理由（正規職員）

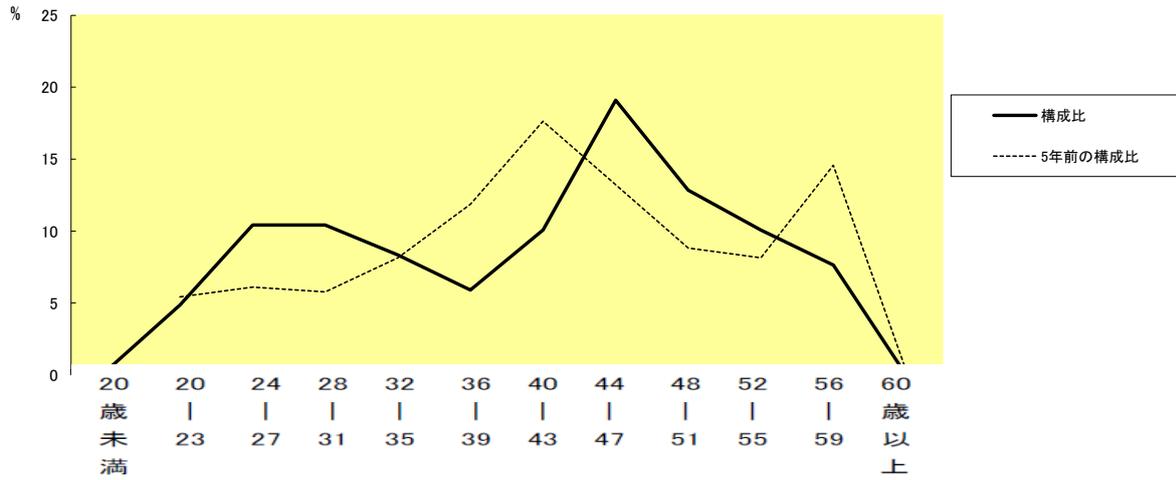
（各年4月1日現在 単位：人）

部 門		区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成30年	平成29年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	4	4	0	休暇等配置換 欠員不補充 幼稚園廃園による調整等 欠員不補充 企業会計への移行等
		総務企画	60	57	3	
		税 務	16	17	▲1	
		民 生	82	80	2	
		衛 生	15	17	▲2	
労 働		0	0	0		
農林水産		13	13	0		
商 工 土 木		4	4	0		
		21	24	▲3		
	計	215	216	▲1	<参考> 人口1万人当たり職員数 6.88人 (類似団体の1万人当たり職員数 7.36人)	
	— 教育部門	41	46	▲5		
	— 消防部門	—	—	—		
	小 計	256	262	▲6	<参考> 人口1万人当たり職員数 8.20人 (類似団体の1万人当たり職員数 9.72人)	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水 道	11	10	1	業務増による人員増 土木から移行等	
	下 水 道	3	1	2		
	そ の 他	18	18	0		
	小 計	32	29	3		
合 計		288 [426うち併任26]	291 [426うち併任26]	▲3	<参考> 人口1万人当たり職員数 9.22人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成30年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 1	人 14	人 30	人 30	人 24	人 17	人 29	人 55	人 37	人 29	人 22	人 0	人 288

平成30年地方公務員給与実態調査による

(3) 職員数の推移

(単位: 人・%)

年度	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	過去5年間の増減数 (率)
一般行政	221	215	216	215	214	218	216	215	▲1 (▲0.5)
教育	60	58	55	52	47	43	46	41	▲14 (▲25.5)
消防	—	—	—	—	—	—	—	—	— (—)
普通会計計	281	273	271	267	261	261	262	256	▲15 (▲5.5)
公営企業等会計計	25	25	25	26	27	27	29	32	7 (28.0)
総合計	306	298	296	293	288	288	291	288	▲8 (▲2.7)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。平成26年までは、職員数に教育長(1名)を含む。

Ⅱ 職員の人事評価に関すること

人事評価とは、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価であり、任命権者は、職員の執務について定期的に人事評価を行い、その結果に応じた措置を講じなければなりません（地方公務員法第6条第1項、第23条の2第1項、第23条の3）。

(1) 人事評価制度の概要（平成30年4月1日現在）

評価の目的	執務に関連して見られた職員の実績、能力及び適正を評価し、人材の育成、勤務意欲の向上、職員の資質・能力の向上のための公正な人事管理を行うことを目的とする		
評価方法	自己申告、勤務成績及び管理職に対する評価により実施 自己申告：被評価者自身が自己評価を行う 勤務成績：能力評定・態度評定・成績評定により評価を行う 管理職に対する評価：被評価者が直属のグループリーダー及び課長を評価する		
評価者	区分	第一次評価者	第二次評価者
	課長等	部長	部長
	グループリーダー	課長等	部長
	その他の職員	グループリーダー等	課長等
対象職員	全職員		

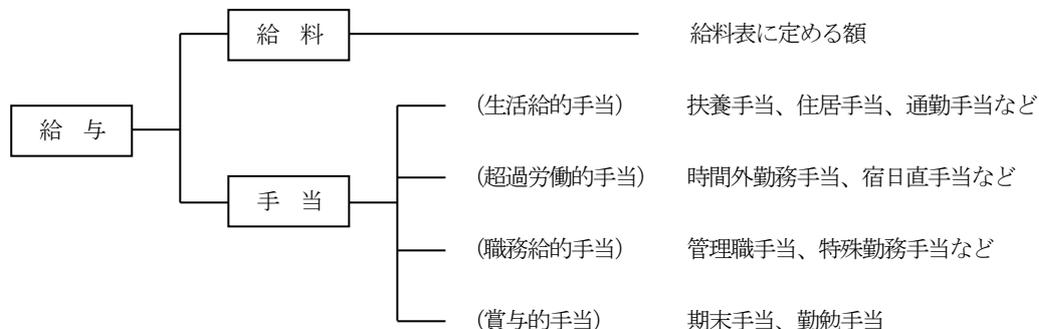
(2) 人事評価結果の活用（平成30年4月1日現在）

区分		具体的内容
任用管理	昇任・昇格	勤務成績及び自己申告を参考資料として活用
	配置転換	勤務成績及び自己申告を参考資料として活用
	降任・免職	—
人材育成		評価結果を基にフィードバックを実施し、人材育成を図る
給与上の処遇	昇給	—
	勤勉手当	勤務成績評定結果を基に成績率判定資料として活用し6月、12月の勤勉手当に反映

Ⅲ 職員の給与に関すること

職員（技能労務職員及び企業職員を除く。）の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して条例で定められており、その内容はその職務と責任に応ずるものでなければなりません（地方公務員法第24条第1項、第2項、第5項）。

（参考）職員の給与体系



1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成30年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)平成29年度の 人件費率
平成30年度	人 30,628	千円 18,639,774	千円 998,009	千円 2,345,944	% 12.6	% 14.0

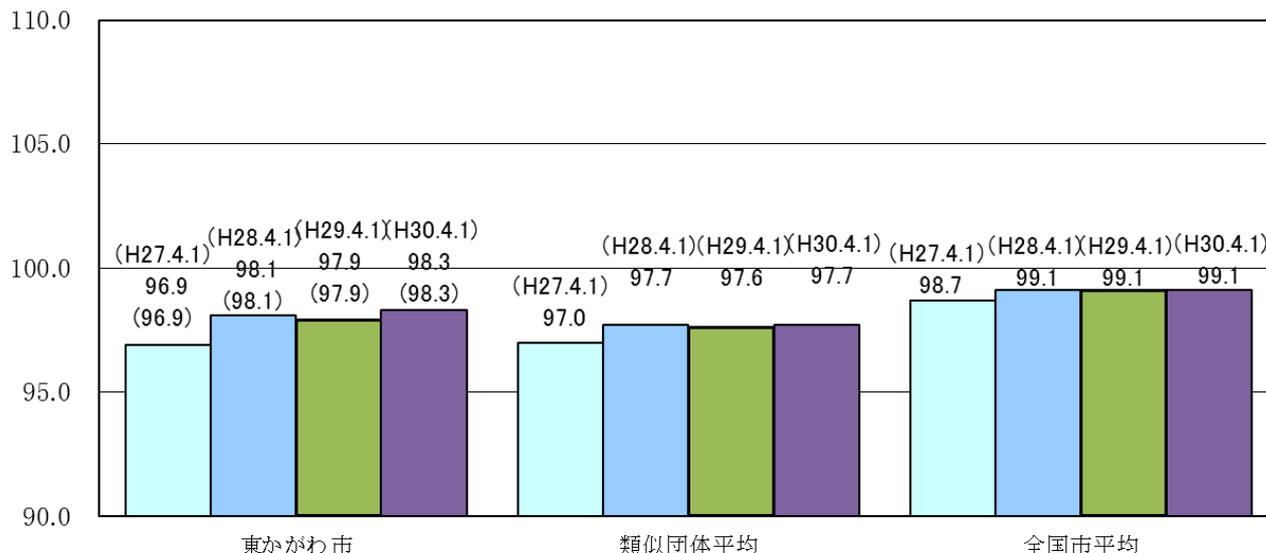
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)平成29年度 一人当たり給与額
		給料	職員手当	慰・勲当	計 B		
平成30年度	人 256	千円 954,723	千円 152,520	千円 386,110	千円 1,493,353	千円 5,833	千円 5,544

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成30年4月1日現在の普通会計職員数である。

(3) ラスパイレス指数の状況 (各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 〇書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

（補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給率）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し [実施]

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直しを踏まえ、平均1.9%引き下げを行った。激変緩和のため、経過措置（現給保障）を実施。他の給料表についても、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

地域手当の支給については、高松市に勤務する職員に支給。支給実施は平成29年4月1日より実施。国基準6%に対し、本市においては、平成29年度は2.9%、平成30年度は3.2%を支給。

(5) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成30年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
東かがわ市	42.7 歳	323,700 円	376,508 円	344,986 円
香 川 県	43.9 歳	328,971 円	415,101 円	361,588 円
国	43.5 歳	329,845 円	— 円	410,940 円
類似団体	42.3 歳	315,422 円	365,207 円	340,148 円

②技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
東かがわ市	54.0 歳	296,500 円	311,722 円	303,322 円
うち清掃職員	52.5 歳	330,000 円	359,450 円	347,750 円
うち庁務員	56.6 歳	258,400 円	261,850 円	258,400 円
うちその他	51.6 歳	324,900 円	346,400 円	333,567 円
香川県	53.1 歳	317,339 円	356,731 円	335,952 円
国	50.7 歳	286,817 円	— 円	328,637 円
類似団体	51.2 歳	306,698 円	330,092 円	319,159 円

③教育職（幼稚園教諭）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
東かがわ市	34.3 歳	262,300 円	291,733 円
香川県	43.3 歳	359,832 円	406,265 円
類似団体	40.5 歳	297,503 円	327,899 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成30年4月1日現在）

区 分		東かがわ市	香 川 県	国
一般行政職	大学卒	185,800 円	185,800 円	179,200 円
	高校卒	151,500 円	151,500 円	147,100 円
技能労務職	高校卒	151,500 円	140,400 円	—
	中学卒	—	132,700 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成30年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	251,200 円	363,733 円	369,514 円	384,575 円
	高校卒	—	—	—	341,700 円
技能労務職	高校卒	—	—	—	—

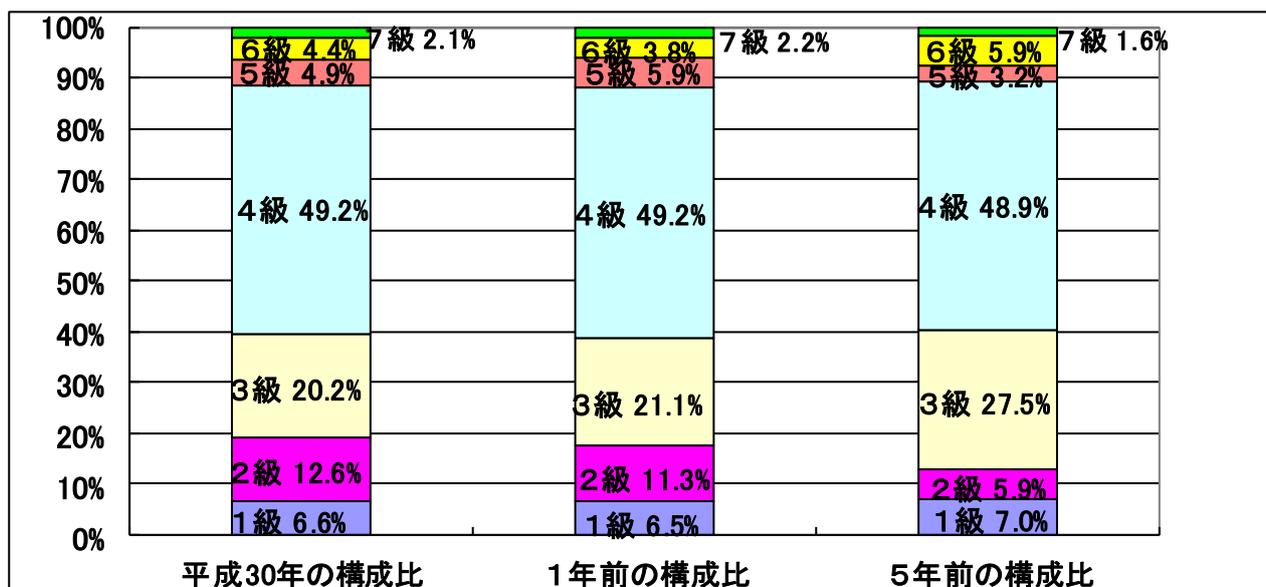
※表中「—」は該当階層及び近似階層の該当職員が不在の場合

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成30年4月1日現在）

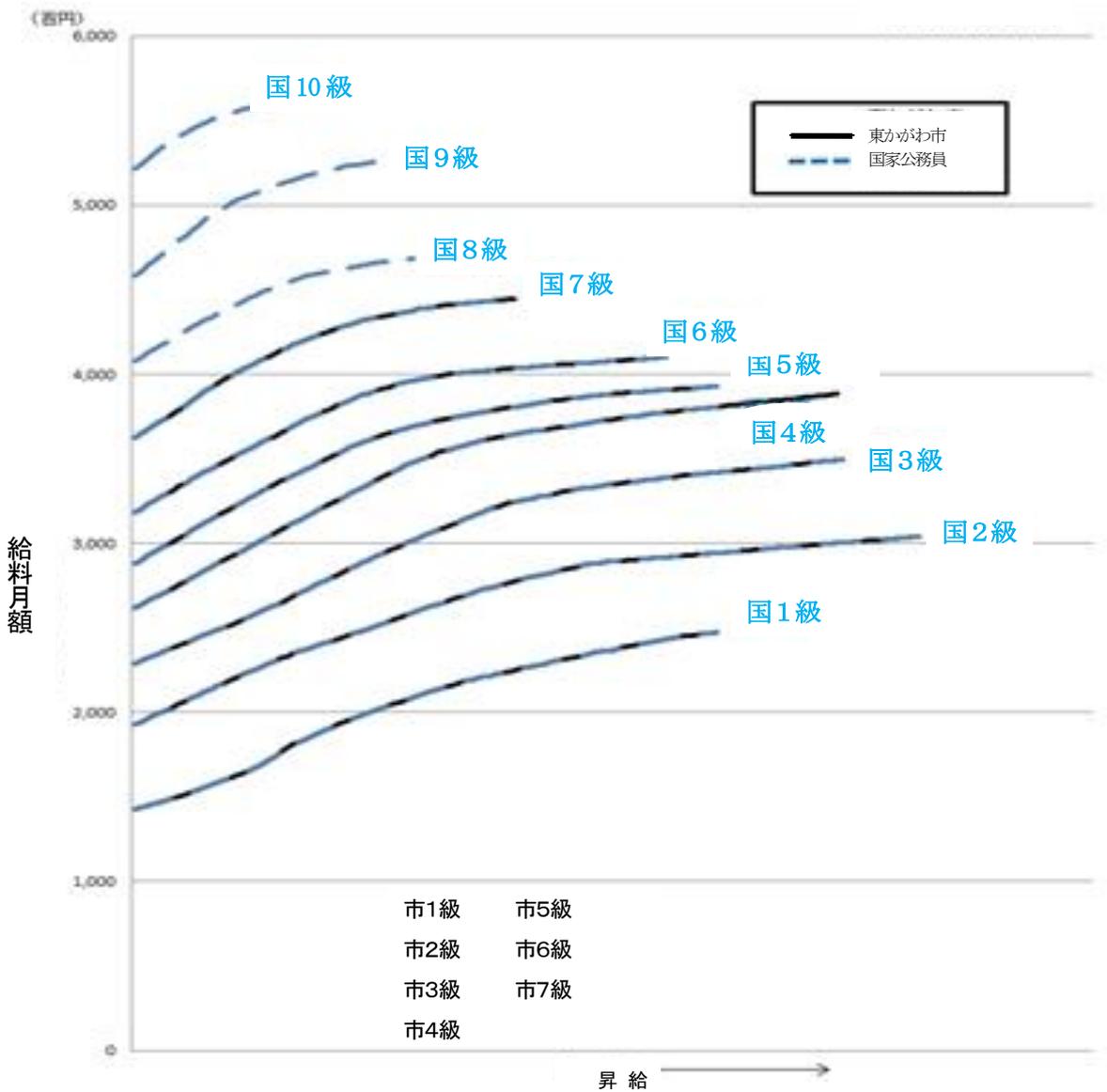
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	12人	6.6%	142,600円	247,100円
2級	主任主事	23人	12.6%	192,700円	303,800円
3級	主査	37人	20.2%	228,900円	349,600円
4級	副主幹	90人	49.2%	262,000円	388,300円
5級	課長、主幹	9人	4.9%	288,000円	392,600円
6級	局長、課長	8人	4.4%	318,500円	409,800円
7級	部長	4人	2.1%	362,300円	444,500円

- (注) 1 東かがわ市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に9級制から7級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成30年4月1日現在）



(3) 昇給へ人事評価の活用状況（東かがわ市）

平成30年4月2日から平成31年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	/	○	/	○
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

東かがわ市	香川県	国
1人当たり平均支給額 (平成30年度) 1,528千円	—	—
(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(平成30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況 (東かがわ市)

平成30年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ (一律)				
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当 (平成30年4月1日現在)

東かがわ市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)			定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額	19,541千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成29年度末までに退職した職員に支給された平均額である。
なお、退職手当支給については、香川県市町総合事務組合において実施しており、支給率については、当該組合の条例に基づく率である。

(3) 地域手当 (平成30年4月1日現在)

支給実績 (平成30年度決算)		217 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成30年度決算)		72,422 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
高松市	3.2 %	3 人	6 %

(4) 特殊勤務手当 (平成30年4月1日現在)

支給実績 (平成30年度決算)		289 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成30年度決算)		57,800 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成30年度)		1.74 %		
手当の種類 (手当数)		6		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成30年度決算)	左記職員に対する支給単価
感染症防疫業務手当	感染症防疫業務に従事する職員 (看護・保健職)	感染症が発生し、又は発生するおそれのある場合において、感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護等の作業に従事したとき	千円 —	1日 5,000円
行旅病死取扱手当	行旅病死取扱に従事する職員 (一般行政職)	行旅病死者の看護、処理に従事したとき	千円 —	1回 病人1,500円 死人5,000円
火葬業務手当	火葬業務に従事する職員 (技能労務職)	斎苑において火葬業務に従事したとき	千円 —	
クリーンセンター業務手当	クリーンセンター業務に従事する職員 (技能労務職)	クリーンセンターにおいて清掃業務に従事したとき	千円 114	日額 250円
社会福祉業務手当	社会福祉業務に従事する職員 (一般行政職)	要保護者等を訪問して行う指導、相談等業務に従事したとき	千円 175	
有害物質取扱業務手当	企業職員	塩素等の有害物質を取扱う業務に従事したとき	千円 —	1回 200円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成30年度決算）	77,595 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度）	322 千円
支給実績（平成29年度決算）	70,231 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度）	298 千円

(6) その他の手当（平成30年4月1日現在）

手当名	標準的な内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成30年度決算)
扶養手当	配偶者 9,500円 配偶者以外の扶養親族 (子) 8,500円 (父母等) 6,500円 配偶者以外の扶養親族 (配偶者なしの場合) (子) 10,000円 (父母等) 8,000円 特定期間の加算 5,000円	異	支給額	千円 28,383	円 228,896
住居手当	借家（最高限度額） 27,000円	同	—	千円 10,814	円 263,746
通勤手当	交通機関利用者 運賃等相当額 交通用具使用者 使用距離区分に応じ2,700円 (片道2km以上)から最高30,700円まで	異	支給額	千円 18,257	円 77,033
管理職手当	部長 66,700円 主席、局長、総括課長 52,200円 課長等 49,400円 主幹、認定こども園長 34,600円 給食センター所長等 30,000円 認定こども園副園長、保育所長及び幼稚園長等 26,200円			千円 20,351	円 299,285
管理職員 特別勤務手当	部長 8,000円 課長等、認定こども園長 6,000円 市長が指定した者 6,000円 認定こども園副園長、保育所長及び幼稚園長等 4,000円			千円 365	円 15,870

※支給職員数については、H30年地方公務員給与実態調査12表における人数により算出。
ただし、管理職員特別勤務手当については、実支給人数により算出。

5 特別職の報酬等の状況（平成30年4月1日現在）

区 分			給 料 月 額 等		
給料	市 副 市 長	長 長	840,000 円 640,000 円	(参考) 類似団体に於ける最高/最低額	
				985,000 円 / 635,000円 790,000 円 / 450,000円	
報酬	議 副 議	長 長 員	490,000 円	500,000 円 / 304,000円	
			440,000 円	450,000 円 / 264,000円	
			400,000 円	420,000 円 / 249,000円	
期末手当	市 副 市 長	長 長 員	(平成30年度支給割合)	3.30月分 3.30月分	
			(平成30年度支給割合)	3.30月分 3.30月分 3.30月分	
退職手当	市 副 市 長	長 長 員	(算定方式) 退職日における給料月額× 月数×(市長100分の36.5 副市長100分の22)	(1期の手当額) 14,716,800円 6,758,400円	(支給時期) 退職した日 から起算して 1月以内

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

IV 職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること

職員（技能労務職員及び企業職員を除く。）の勤務時間その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないよう考慮して条例で定められています（地方公務員法第24条第4項）。

1 勤務時間（平成30年4月1日現在）

開始時刻	8時30分
終了時刻	17時15分
休憩時間	60分 (12時00分～13時00分)
週休日	土曜日、日曜日
1週間の正規の勤務時間	38時間45分

(注) 休憩時間とは、正規の勤務時間に含まれない。（地方公務員の場合は、労働基準法第34条の規定により労働時間が6時間を超える場合に少なくとも45分の休憩時間を与えなければならないこととなっている。）

2 その他の勤務条件

休暇（平成30年4月1日現在）

休暇の種類	事由	期間	給料
年次有給休暇	一の年ごとにおける休暇	年20日 翌年への繰越し20日を限度	有給
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある場合	公務上の傷病の場合 やむを得ないと認められる必要最小限度の期間 私傷病の場合、引き続き90日を超えない範囲において医師の証明等に基づき最小限度必要と認める日又は時間	有給

	休暇の種類	事由	期間	給料
特別休暇	選挙権等の行使	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間	有給
	裁判員・証人等としての出頭	裁判員・証人等として裁判所・官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間	有給
	骨髄移植のための骨髄液の提供	骨髄液の提供希望者として登録又は骨髄液を提供する場合	必要と認められる期間	有給
	ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合	一の年において5日以内	有給
	結婚休暇	結婚する場合	連続する7日以内	有給
	保健指導・健康診査の受診	妊娠中・出産後1年以内の職員が保健指導・健康診査を受ける場合	必要と認められる期間	有給
	妊婦の通勤混雑緩和	妊娠中の職員が交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合	必要と認められる期間	有給
	産前休暇	8週間以内に出産する予定である場合	出産の日までの申し出た期間	有給
	産後休暇	女子職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間	有給
	生後3年に達しない子を育てる場合	生後3年に達しない子を育てる職員が授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内	有給
	職員の妻が出産する場合	職員の妻が出産する場合で、入院等の付添い等のため勤務しないことが相当である場合	2日の範囲内の期間で日又は時間	有給
	男性職員の育児参加休暇	職員の妻の産前8週、産後8週の期間中に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子の養育のため勤務しないことが相当である場合	5日の範囲内の期間で日又は時間	有給
	親族等看護のための休暇	同居する親族等を看護する職員が、看護をする場合（子、配偶者、父母は同居を問わない）	一の年において5日以内 ただし、対象となる親族等が2人以上の場合は10日、3人以上の場合は15日	有給
	短期の介護休暇	要介護者の介護その他市長が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては10日）の範囲内の期間	有給
	親族が死亡した場合	職員の親族が死亡した場合	親族に応じて1日～7日	有給
	父母を追悼する場合	職員が父母の追悼のための特別な行事のため勤務しないことが相当である場合	1日の範囲	有給
	夏季休暇	夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当である場合	6月から9月までの期間内における連続する5日の範囲内	有給
	現住居の滅失、破損等	災害により職員の現住居が滅失又は損壊した場合で、復旧作業等を行う場合、または一時避難している場合など	7日の範囲内	有給
	災害等による出勤困難	災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難な場合	必要と認められる期間	有給
	退勤途上の危険回避	災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避する場合	必要と認められる期間	有給
つわり休暇	妊娠中の女性職員が、つわり等の障害により勤務することが著しく困難である場合	その都度必要と認められる期間 一の妊娠期間において14日を限度	有給	
健康管理休暇	職員が生理日において勤務することが著しく困難である場合	一の生理期間につき、2日を超えない範囲内	有給	
	更年期障害のため勤務することが著しく困難である場合	一の年において、5日の範囲内		
不妊治療休暇	職員が不妊治療を受ける場合	一の年において5日の範囲内	有給	

休暇の種類	事由	期間	給料
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母その他の者で負傷、疾病又は老齢により、2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合	一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内	無給
介護時間	配偶者、父母、子、配偶者の父母その他の者で負傷、疾病又は老齢により、2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、1日の勤務時間の一部を勤務しないことが相当であると認められる場合	連続する3年の期間内において1日につき2時間以内	無給

V 職員の休業に関すること

休業制度（平成30年4月1日現在）

種類	事由	期間	給料
育児休業	3歳に満たない子を養育する職員	子が3歳に達する日までのうち職員が希望する期間	無給
部分休業		1日を通じて2時間を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間	無給

VI 職員の分限及び懲戒処分に関すること

分限処分とは、公務能率の維持を目的に職員に対してなされる処分であり、制裁的意味合いはありません。任命権者が職員をその意に反して降任し、又は免職することのできるのは、①人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合、②心身の故障のため職務遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合、③その他その職に必要な適格性を欠く場合等であり、また、休職にすることができるのは、①心身の故障のため、長期の休養を要する場合、②刑事事件に関し起訴された場合等とされています（地方公務員法第28条）。

一方、懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問い、公務における規律と秩序を維持することを目的とする制裁的処分です。任命権者は、職員が、①地方公務員法又はこれに基づく条例若しくは規則等に違反した場合、②職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、③全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合のいずれか1つに該当するときは、懲戒処分として免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができるとされています（同法第29条）。

1 分限処分の状況（平成30年度）

内容	人数	事案の概要
休職	4	心身の故障による

(注) 休職処分者数は、当該年度前に処分を受け、当該年度に引き続き休職状態にある者を含む。

2 懲戒処分の状況（平成30年度）

内容	人数	事案の概要
—	—	

(参考) 懲戒処分公表基準の概要 (平成30年4月1日現在)

公表対象	職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分すべて 職務に関連しない行為に係る懲戒処分については免職又は停職である処分
公表内容	事案の概要、処分量定、処分年月日及び被処分者の属性情報(所属、役職段階等)を個人が識別されない内容とすることを基本として公表
公表の例外	被害者及びその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等においては、公表内容の一部又は全部を公表しないことも差し支えない
公表時期	処分後速やかに公表。軽微な事案は、一定期間ごとに一括公表することも差し支えない
公表方法	記者クラブへの資料提供その他適宜の方法

(注) 公表対象、公表内容について、事案の社会的影響、被処分者の職責等を勘案して別途の取扱いをすべき場合がある。

Ⅶ 職員の服務に関すること

すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければなりません(地方公務員法第30条)。

この服務の基本原則を具体的に実現するため、職員には、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限などさまざまな制約が課されています(同法第32条~38条)。

営利企業等従事許可の状況(平成30年度)

内容	件数
商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ねることの許可	— 件
自ら営利企業を営むことの許可	— 件
報酬を得て事業又は事務に従事することの許可	— 件

Ⅷ 職員の退職管理に関すること

退職後に営利企業等に再就職した者は、離職前5年間に在職した執行機関の組織の職員に対し、離職前5年間の職務に属する契約や処分(再就職先及びその子法人に対するものに限る。)に関して、離職後2年間働きかけが禁止されています。なお、離職前5年より前に部長級以上の職に就いていた者は、その職の職務に属する契約や処分に関しても離職後2年間、また、在職中に再就職先及びその子法人に対して自ら決定した契約・処分に関しては期間の定めなく働きかけが禁止されています(地方公務員法第38条の2第1項、第4項、第5項、第8項)。

地方公共団体は、退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置を講ずるものとされており、次のとおり取り組んでいます(同法第38条の6第1項)。

(1) 再就職情報の届出

部長級以上の職員であった者は、離職後2年間のうちに再就職した場合、離職時の任命権者に対し再就職情報を届出することとしています。

(2) 職員(部長級以上)の再就職の状況(平成30年度)

退職者数 (平成29年度末)	うち再就職者数		
	再任用職員	民間企業	その他
0人	0人	0人	0人

IX 職員の研修に関すること

職員には、公務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない、地方公共団体は、研修の目標、研修に関する計画の指針となるべき事項その他研修に関する基本的な方針を定めることとされています（地方公務員法第39条）。

1 職員の研修（平成30年度）

区分	実施場所等	研修名	受講者数 (うち女性)
一般研修及び 特別研修	香川縣市町職員研修センターほか	階層別・能力開発研修ほか	49人(22人)
	市町村職員中央研修所及び 市町村国際文化研修所	専門実務研修ほか	3人(2人)
	一般社団法人日本経営協会	専門実務研修ほか	12人(2人)
	香川大学大学院地域マネジメント研究科	(専門職学位課程)	1人(0人)
	香川県消防学校	八市職員防災研修	3人(2人)
	公益財団法人日本電信電話ユーザー 協会香川支部	クレーム初期対応講座	4人(3人)
	高松市	瀬戸・高松広域連携中枢都市圏交流研修	5人(0人)
その他県外研修	メンタルヘルスマネジメント 実践研修会ほか	3人(1人)	
職場研修	東かがわ市	メンタルヘルス研修	29人(11人)
		安全運転講習	30人(14人)
		職員接遇研修	34人(21人)
		人事評価研修	54人(19人)
		ハラスメント対策研修	75人(26人)
		ダイバーシティ研修	58人(19人)
		ファシリテーション研修	26人(11人)
		説明能力向上研修	44人(17人)
法務研修	13人(5人)		
派遣研修	香川県	人事交流、派遣	2人(0人)
	自治大学校	派遣	0人(0人)
合 計			445人(175人)

X 職員の福祉及び利益の保護に関すること

1 福利厚生制度

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、実施しなければなりません（地方公務員法第42条）。

また、共済制度は、職員又はその被扶養者の事故（病気、負傷、出産、死亡、災害等）に関して、適切な給付を行うための相互救済を目的とする制度であり（同法第43条第1項）、具体的には地方公務員等共済組合法によって香川縣市町村職員共済組合が制度を運用、実施しています。

この他、職員は（一財）香川縣市町村職員互助会、東かがわ市職員互助会に加入しています。

福利厚生状況 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

区分	内 容
職員の健康・安全衛生等に関すること	<p>◎職員健康診断の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期健康診断 平成 30 年度受診者数 105 人 ・ 結核・肺がん検診 平成 30 年度受診者数 101 人 ・ 人間ドック 平成 30 年度受診者数 178 人 <p>◎健康管理講習会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ メンタルヘルス研修 参加者数 29 人 <p>◎健康相談</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年度相談件数 5 件 (年 1 回実施) <p>◎安全衛生・安全運転講習会 参加者数 28 人</p>
香川縣市町村職員共済組合	<p>◎短期給付；公務外の病気やケガの治療、出産、死亡、休業、災害時の給付及び共済組合がそれぞれの定款で定める附加給付</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保健給付 療養の給付、療養費、移送費、高額療養費、家族療養費など ○休業給付 傷病手当金、出産手当金、育児休業手当金、介護休業手当金など ○災害給付 弔慰金、災害見舞金、家族弔慰金 ○附加給付 家族療養費附加給付、家族訪問看護療養費附加金、埋葬料附加金、傷病手当金附加金 <p>◎長期給付；老後の経済生活を支援するための給付</p> <ul style="list-style-type: none"> ○退職共済年金 組合員期間が 1 か月以上ある場合、一定条件を満たすことにより 65 歳から支給 (65 歳未満で受給できる特例あり) ○障害共済年金・一時金 組合員が在職中に病気やケガで障害の状態になったときに支給 ○遺族共済年金 組合員又は組合員であった者が死亡したときに遺族に支給 <p>◎福祉事業；保健、宿泊、貯金、貸付などの各事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保健事業 組合員と被扶養者の健康増進を図り、保健・衛生知識の普及、向上等のための事業 ○宿泊事業 組合員及び被扶養者が利用するための施設として、「ホテルマリパレスさぬき」の経営 ○貯金事業 組合員から預かったお金を効率的に運用し、組合員の生活の向上を図るための事業 ○貸付事業 組合員が資金を必要とするとき、組合員の生活の安定を図るため必要な資金を貸し付ける事業
一般財団法人香川縣市町村職員互助会	<ul style="list-style-type: none"> ○会員掛金 1,000 円/月 ○市負担金 平成 30 年度決算額 3,248 千円 (普通会計決算) 一人当たり 1,000 円/月 ○公費負担率 50.0% <p>◎公益事業 健康増進普及活動の助成、住民に対する貸出図書購入費の助成</p> <p>◎厚生事業 共済保険の加入・積立年金プランなど</p> <p>◎給付事業 負担金のみで実施する負担金事業 (福利厚生) と組合員の掛金のみで実施する掛金事業 (会員相互扶助)</p> <p>人間ドック等助成、入学祝金、育児休業補助金、子育て支援金、死亡一時金 など</p>
東かがわ市職員互助会	<p>会員掛金 6 月、12 月期に当月の基本給料月額 1% を徴収</p> <p>◎福利厚生事業 毎年度運営委員で企画</p> <p>◎給付事業 (給付事業は会員の掛金のみにより実施)</p> <p>結婚祝金、出産祝金、弔慰金、見舞金など</p>

2 公務災害補償

地方公共団体は、職員が公務上又は通勤途上で負傷、疾病、死亡等の災害を受けた場合は、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し、損害を補償する義務を負います(地方公務員法第45条第1項)。具体的には地方公務員災害補償法に基づき、専門的機関として設置された地方公務員災害補償基金によって補償事務が行われています。

公務災害等の認定状況 (平成30年度)

公務災害	通勤災害	計
0 件	1 件	1 件

XI 公平委員会の業務に関すること

職員は、公平委員会に対して、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な措置が執られるよう要求することや(地方公務員法第46条)、懲戒その他意に反する不利益な処分を受けたと思うときは審査請求をすることができます(同法第49条の2第1項)。公平委員会とは、長から独立した合議制の専門的人事行政機関として置かれるもので、これらの要求や処分が適当であるかを審査し、必要な場合は勧告や指示をすることができます。なお、東かがわ市では地方公務員法第7条第4項に基づき、この公平委員会に係る事務処理を香川県人事委員会に委託しています。

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

要求の内容	平成29年度末 継続件数	平成30年度内 要求件数	平成30年度内 処理件数	平成30年度末 継続件数
給与	— 件	— 件	— 件	— 件
旅費	— 件	— 件	— 件	— 件
勤務時間	— 件	— 件	— 件	— 件
休暇	— 件	— 件	— 件	— 件
その他	— 件	— 件	— 件	— 件
計	— 件	— 件	— 件	— 件

(2) 不利益処分に関する審査請求の状況

請求の内容	平成29年度末 継続件数	平成30年度内 要求件数	平成30年度内 処理件数	平成30年度末 継続件数
分限処分	降給	— 件	— 件	— 件
	降任	— 件	— 件	— 件
	休職	— 件	— 件	— 件
	免職	— 件	— 件	— 件
懲戒処分	戒告	— 件	— 件	— 件
	減給	— 件	— 件	— 件
	停職	— 件	— 件	— 件
	免職	— 件	— 件	— 件
その他	— 件	— 件	— 件	— 件
計	— 件	— 件	— 件	— 件

(注) 平成27年度までは不服申立ての件数を記載。